

農林水産省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

(1) 対象者

肥飼料検査所：理事長
 農薬検査所：理事
 家畜改良センター：理事長
 農畜産業振興機構：理事長、理事、監事
 農業者年金基金：理事長
 農林漁業信用基金：理事、監事
 （計9人）

(2) 業績勘案率（案）：いずれも1.0

2 業績勘案率（案）の決定方法（別添1、別添2）

(1) 基本的考え方（別添2）

当分科会の方針を踏まえて作成した「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成16年8月30日農林水産省独立行政法人評価委員会決定、平成17年11月7日一部変更。以下「考え方」という。）に基づき算定し、農林水産省独立行政法人評価委員会が決定。

(2) 算定方法

評価	①基本業績勘案率 (算定式により算出)	+	②法人業績を 勘案して加算	±	③個人業績を勘 案して加(減)算	=	業績勘案率 ①+②±③
3段階	0.25~1.0		0.0~0.5		0~0.5		0.0~2.0
5段階	0.0~1.3		0.0~0.2		0~0.5		0.0~2.0

① 「基本業績勘案率」

・年度業務実績評価の中項目（ない場合は大項目）の評価（5段階評価の場合は、S=1.30 A=1.00 B=0.70 C=0.25 D=0.00、3段階評価の場合はA=1.00 B=0.70 C=0.25で評価）を基に算定

② 法人業績の加算

・当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合には、その内容に応じて0.5（5段階評価を適用している法人では0.2）を上限として加算可能

③ 個人業績の加算

・個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合には、客観的・具体的に根拠を示した上で、その実績に応じて0.5を上限として増減可能

(3) 今回の算定内容（別添1）（いずれも5段階評価を適用）

	①基本業績勘案率 (算定式により算出)	+	②法人業績を 勘案して加算	±	③個人業績を勘 案して加(減)算	=	業績勘案率 ①+②±③
結果	1.0		0.0		0.0		1.0

① 「基本業績勘案率」：1.0

② 法人業績の加算：年度計画に基づくものであるとして加算なし

③ 個人業績の加(減)算：年度計画に基づくものであるとして加(減)算なし

3 当委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成

16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿った方法により決定されており、妥当なものと認められることから「意見なし」といたしたい。

(補足説明) 上記2の農林水産省独立行政法人評価委員会決定における決定方法の主な内容は、次のとおり。

独立行政法人評価分科会の方針	農林水産省評価委員会決定における決定方法
2. ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	当該退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の業務実績評価に基づき、5段階評価又は3段階評価を踏まえた基本業績勘案率算式により算出。 (「考え方」1.(2)①) 前述2参照
2. ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	「年度業務実績評価が確定するまでの間の取扱い」として、「退職時期によっては長期間(1年数ヶ月)にわたり退職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人において、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要がある。」との規程を設けている。 (「考え方」3.) しかし、農水省の各法人とも、年度評価実績が確定するまで、退職金は支払わない運用を行っている。
2. ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、 ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎでないこと。 ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。	理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて0.5を上限として業績勘案率を増減させることができる。 (「考え方」1.(2)②) 法人から評価委員会への業績勘案率の決定に係る申請に当たり、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠を示す資料を提示するものとする。 (「考え方」2.(1))
2. ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	退職役員の在職期間に係る法人の業績のうち、当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合は、その内容に応じ0.5(5段階評価を適用している法人では0.2)を上限として加算できることとする。 (「考え方」1.(2)①)
2. ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	基本業績勘案率が1.0を超える場合には、当該退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるかを考慮することとする。 (「考え方」1.(2)①)
2. ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて0.5を上限として業績勘案率を増減させることができる。 (「考え方」1.(2)②)

別添 1

農林水産省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	基準業績勘案率	法人業績を勘案 して加算する率	個人業績を勘案 して加算(減算) する率	
肥飼料検査所	理事長	H17. 4. 1～H19. 3. 31	H17. 4. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
農薬検査所	理事	H16. 1. 1～H19. 3. 31	H13. 4. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
家畜改良センター	理事長	H17. 4. 1～H19. 3. 31	H17. 4. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
農畜産業振興機構	理事長	H16. 1. 1～H18. 9. 25	H15. 10. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
	理事	H16. 1. 1～H19. 3. 31	H15. 10. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
	理事 (※監事)	H16. 1. 1～H18. 9. 30 (※H17. 10. 1～18. 9. 30)	H15. 10. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
農業者年金基金	理事長	H16. 1. 1～H18. 9. 25	H15. 10. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
農林漁業信用基金	理事	H16. 1. 1～H18. 7. 31	H15. 10. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0
	監事	H16. 1. 1～H19. 3. 31	H15. 10. 1～	1. 0	0. 0	0. 0	1. 0

別添 2

農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成16年8月30日

平成17年11月7日一部改正

農林水産省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

(1) 基本的考え方

退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価を基に算出した業績勘案率を基本とし、当該退職役員に特段の個人業績がある場合にはこれを考慮し、農林水産省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」とする。）が決定する。

(2) 算定方法

①基本となる業績勘案率の算定

基本となる業績勘案率（以下「基本業績勘案率」とする。）については、当該退職役員が在職した各事業年度に係る評価委員会の業務実績評価に基づき以下の算式により算出する（小数点第1位未満の端数があるときには、これを四捨五入。）。なお、退職役員の在職期間に係る法人の業績のうち、当該役員の担当業務に係る業績が過去の業績と比べ大幅に改善されている場合は、その内容に応じて0.5（5段階評価を適用している法人では0.2）を上限として加算できることとする。また、基本業績勘案率が1.0を超える場合には、当該退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であるかを考慮することとする。

基本業績勘案率（ウエイト付けがない場合）＝

$$\frac{\sum \{ (1.30 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 S 評価数}) + (1.00 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 A 評価数}) + (0.70 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 B 評価数}) + (0.25 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 C 評価数}) + (0.00 \times \text{在職 } r \text{ 年目の中項目 D 評価数}) \}}{\text{在職 } r \text{ 年目の中項目数} \times \text{在職 } r \text{ 年目の在職月数}}$$

※ 中項目がない場合は大項目の評価とする。

※ S 評価及び D 評価については、5段階評価を適用している法人において適用する。

別添 2

基本業績勘案率（ウエイト付けがある場合）＝

$$\frac{\Sigma \{ (1.30 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 S 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (1.00 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 A 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.70 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 B 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.25 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 C 評価とされた項目のウエイトの総和}) + (0.00 \times (\text{在職 } r \text{ 年目における中項目 D 評価とされた項目のウエイトの総和})) \} \times \text{在職 } r \text{ 年目の在職月数}}{\text{在職月数}}$$

※ ここで言う中項目のウエイトとは、中項目のウエイトに大項目のウエイトを乗じたものとし、中項目がない場合は大項目のウエイトとする。

※ S 評価及び D 評価については、5段階評価を適用している法人において適用する。

②退職役員に係る個人業績の勘案

当該退職役員に理事長、副理事長、理事、監事の個々の職責に照らして特段の個人業績がある場合においては、その実績に応じて0.5を上限として業績勘案率を増減させる事ができる。

2. 評価委員会における決定

(1) 法人から評価委員会への申請

役員の退職者がでた場合には、当該法人は評価委員会へ業績勘案率の決定に係る申請を行うものとする（議決権限は分科会へ委任。）。その際、当該退職役員の在職期間に係る業務実績評価に基づいた基本業績勘案率を示すとともに、個人業績がある場合は、その客観的、具体的根拠を示す資料を提示するものとする。

(2) 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知

評価委員会は、(1)で検討した業績勘案率案を、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づき、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(3) 業績勘案率の決定

評価委員会は、総務省政策評価・独立行政評価委員会の意見を踏まえ、業績勘案率を決定し、この決定後、速やかに当該退職役員が所属していた法人に対しこれを通知する。なお、業績勘案率が1.5を上回る場合、または0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、農林水産大臣に通知する。

3. 検討事項

○年度業務実績評価が確定するまでの間の取扱い

前述のとおり、基本業績勘案率については、当該退職役員の在職期間に対応した年度業務実績評価に基づいて算定されることとなるが、その場合、退職時期によっては長

別添2

期間（1年数ヶ月）にわたり退職金の額が確定しない可能性がある。このため、各法人において、上記問題を回避する所要の措置を検討する必要がある。

4. その他

「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」は、平成16年1月以降の退職役員の退職金の算定から適用する。

(案)

政 委 第 号
平成 20 年 月 日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員 長 松 本 聰 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 大 橋 洋 治

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「農林水産省所管の独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）
について」（平成 20 年 3 月 28 日付け）をもって貴委員会から通知のありま
した業績勘案率（案）については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する
方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法
人評価分科会決定）に沿っているものであり、特に意見はありません。

財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者
農林漁業信用基金：理事1人及び監事1人（計2人）
- ・ 業績勘案率（案）：いずれも1.0

2 業績勘案率の決定方法（別添1）

- ・ 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方（平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会決定）」（以下、「基本的考え方」という。）等に基づくものであり、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の方針に沿ったもの（別添2及び下表）。
- ・ 具体的には、法人の業務の実績に関する評価に基づき業績勘案率を算定することとしており、当該評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員はその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮することとしている。また、当該評価の内容等を考慮した結果、算定した業績勘案率を変更する必要があると認められた場合には変更することができるものとしている。
- ・ 上記2人の退職役員に係る業績勘案率（案）についても、財務省独立行政法人評価委員会の関係分科会において、この方式により検討・審議し、（案）を「1.0」として決定した。

3 当委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に沿った方法により決定しており、妥当なものとして認められることから、「意見なし」といたしたい。

（補足説明）別紙2の「基本的考え方」の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	「基本的考え方」における決定方法
2① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	中期目標評価、事業年度評価に基づく業績勘案率を0.0から2.0の間で算定し、評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員はその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮（2-（3））
2② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	合理的な理由があるときは、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定（2-（2）なお書き）
2⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとする（1）

(別添 1)

財務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	各事業年度の基準値 (業績勘案率)を、 その在職月数に応じて 加重平均した値	各事業年度評価の 全体評価、役員の業績 への関与の度合い等 を勘案した変更 (注)	
農林漁業信用基金	理事	H16.1.1~H18.7.31	H15.10.1~	1.05	なし	1.0
	監事	H16.1.1~H19.3.31	H15.10.1~	1.0	なし	1.0

(注) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」(平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会)、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針」(平成14年6月10日財務省独立行政法人評価委員会決定)等に基づき、各法人の各事業年度評価の結果を基に業績勘案率を算定している。

財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方

平成 16 年 8 月 26 日

財務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請されたところであり、これに基づき財務省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）においても、退職手当の支給の基準が変更されたところである。これを踏まえ、財務省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、今後決定することとされている役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方を次のとおり整理する。

評価委員会は、この基本的考え方を基に各法人ごとの「法人の評価の基準」を踏まえて、「法人の業績勘案率算定の考え方」を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとする。

1 業績勘案率の算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針（平成14年6月10日独立行政法人評価委員会決定。以下「独法評価基本方針」という。）」に基づき行った法人の業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

2 業績勘案率の算定方法

(1) 評価委員会による業績勘案率の手続き

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて、役員退職金に係る業績勘案率の算定を行うものとする。

(2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。なお、役員が退職した日の属する事業年度に係る事業年度評価がされていない場合で合理的な理由があるときは、当該年度については、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定するものとする。

(3) 業績勘案率の算定の基準

中期目標評価に基づく中期目標期間の業績勘案率及び事業年度評価に基づく各事業年度の業績勘案率は、別紙の基準に基づき 0.0 から 2.0 の間で算定するものとする。

中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員はその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。

業績勘案率		中期目標評価に基づく中期目標期間の評価結果の基準
官房長官へ報告	2.0 ?	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく高い結果となっている場合 〔原則として、在職期間のいずれかの年度において目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充て得る積立金）が積み立てられていることが必要〕
	1.5超	〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の著しく高い実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価の大半が「中期目標を十分に達成した」であり、かつ、著しく高い結果となっている場合。〕
が厳格に検討 総務省評価委員会	1.5 ?	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が中期目標以上の実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価が概ね「中期目標を十分に達成した」である場合〕
	1.0超	
★	1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が概ね中期目標どおりの実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標どおりの実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目の評価が概ね「中期目標をおおむね達成した」である場合〕
	1.0未満 ?	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標を達成していないことを示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価が概ね「中期目標を達成していないが、進展はあった」である場合〕
官房長官へ報告	0.5未満 ?	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく低い結果になっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以下の著しく低い実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価の大半が「中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である」である場合〕
	0.0	

- 注) 1 各事業年度の業績勘案率については、事業年度評価に基づく各事業年度の評価結果における全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、上の表と同様の考え方により定めることとする。
- 2 項目別評価においては、当該役員の職責にかかる項目を適切にウエイト付けして勘案するものとする。
- 3 業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

(案)

政 委 第 号
平成20年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治

「独立行政法人農林漁業信用基金の役員退職金に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「独立行政法人農林漁業信用基金の役員退職金に係る業績勘案率 (案) について」(平成20年3月3日付け)をもって貴委員会より通知のありました業績勘案率 (案) については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)に沿っているものであり、特に意見はありません。